

札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰事務取扱要領の改正について

1 改正条項

札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰事務取扱要領「表彰数」

2 改正の概要

防犯功労（個人・団体）及び更生保護功労の表彰者数について、それぞれ5人（団体）ずつ増やす。

3 改正の理由

近年、高齢化等により防犯や更生保護活動の担い手不足が課題となっている。

安全で安心なまちづくりを推進していくためには、これまで多年にわたって活動に参加してこられた方々の意識の高揚を図るとともに、より多くの方々が活動に参加していただけるよう、活動の輪を広げていくことが求められている。

本市においては、これらの活動の広報及び啓発の一つとして、功労者の表彰を行っているところだが、功労者を推薦するにあたり、多くの方々が表彰基準に該当する一方で、現状では表彰数に限りがあるため、推薦を断念しているケースがあるとの意見が寄せられていた。

このような実態を踏まえて、この度、防犯や更生保護活動にかかる功労者の表彰数について、所要の改正を行うことで、これらの活動への機運が高まり、もって安全に安心して暮らせるまちの実現を推進するものである。

4 改正案（表彰数）

	現行			改正案		
表彰対象	防犯功労 （個人）	防犯功労 （団体）	更生保護 功労	防犯功労 （個人）	防犯功労 （団体）	更生保護 功労
表彰数	個人・団体合わせて おおむね <u>10</u> 以内		おおむね <u>10</u> 人以内	個人・団体合わせて おおむね <u>15</u> 以内		おおむね <u>15</u> 人以内